

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年6月1日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成29年2月2日に〇〇区への転入手続を行った際、職員が児童手当の認定請求手続の案内をしていれば、児童手当の支給開始年月を同年5月からではなく、それ以前の数か月分の同手当を受給できたはずである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月28日	諮問
平成30年 2月21日	審議（第18回第1部会）
平成30年 3月 6日	処分庁に資料提出依頼
平成30年 3月15日	処分庁から資料收受
平成30年 3月16日	審議（第19回第1部会）
平成30年 4月 5日	審議（第20回第1部会）
平成30年 5月10日	審議（第21回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条1項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。
- (2) 法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとする

きは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

また、法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第 2 号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法 7 条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110頁）。

- (3) 法 7 条 1 項の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが 3 歳に満たない児童又は 3 歳以上小学校修了前の児童である場合で、当該 3 歳以上小学校修了前の児童が 1 人又は 2 人いるときは、児童手当の支給額は、15,000 円に当該 3 歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000 円に当該 3 歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額とされている（法 6 条 1 項 1 号イ(1)(ii)）。
- (4) 法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同条 3 項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給

は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であると解されている(前掲書122頁)。

- 2 これを本件についてみると、請求人が児童手当の支給を受けようとする場合、処分庁に対し児童手当認定請求書を提出し、受給資格及び手当額について処分庁の認定を受けなければならないところ(1・2)、請求人は、本件審査請求書の理由欄の記載のとおり、転出元である〇〇市の職員から、引越し後は転入先自治体で児童手当の申請を早急に行う旨のアドバイスを受け、請求人が〇〇区における転入手続時点において、請求人が児童手当の受給のためには申請手続が必要であることを認識しており、また、職員は請求人に対し平成29年2月16日付けで児童手当申請の勧奨文を送付しているにもかかわらず、請求人が処分庁に対し本件請求書を提出したのは、平成29年4月26日であることが認められる。本件請求書の提出については、請求人が〇〇区に住所を変更した後15日を経過してから行われたものであることは明らかであり、また、請求人から、本件請求書の提出が同年4月26日となったことについて「災害その他やむを得ない理由」があったと認めるに足る証拠は何ら提出されていないのであるから、請求人について法8条3項の適用は認められない。

そして、本件請求書に記載された支給要件児童は、本件児童らであって、それぞれ3歳に満たない児童1人、3歳以上小学校修了前の児童1人である。

そうすると、処分庁が、児童手当の支給開始年月を本件請求書が提出された平成29年4月26日の属する月の翌月である同年5月とし、手当月額を25,000円（3歳に満たない児童が1人：15,000円、3歳以上小学校修了前の児童が1人：10,000円）として請求人の児童手当の受給資格を認定した本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであって、違算等もないことが認められることから、同処分が違法又は不当であるとは認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、職員が請求人に対し、窓口で児童手当について案内を行わず、それが原因で児童手当の支給開始が遅れるという不利益を受けたとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、仮に、請求人の主張を容れて、〇〇区への転入手続時に、窓口で児童手当について職員の案内不足があったと認めたとしても、上記2で述べたとおり、請求人は、児童手当の受給のためには転入先自治体での申請手続が必要であることを認識しており、かつ、窓口において、申請手続が不要であると誤信させるような事情があったことも認められず、また、請求人もその旨の主張はしていない。よって、職員の案内不足が原因で本件請求書の提出が遅れ、児童手当の支給開始月が遅れたとまで認めることはできない。

以上のことから、請求人が本件請求書を提出した日（平成29年4月26日）の属する月の翌月（同年5月）から児童手当を支給するとした本件処分に違法又は不当な点はないから、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹